

平成30年度近畿地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会  
議事概要

1. 開催日時 平成31年3月4日（月）14:00～15:30

2. 開催場所 大阪合同庁舎第1号館 新館3階A会議室

3. 出席委員

委員長	飯村 佳夫	弁護士	
委員	井上 圭吾	弁護士	
〃	諸石 光熙	弁護士	
〃	吉川 吉衛	国士舘大学客員教授	
〃	渡邊 直樹	公認会計士・税理士	(委員は五十音順)

4. 議事概要

- 1) 平成30年度近畿地方整備局コンプライアンス推進計画の取組状況報告
- 2) 平成31年度近畿地方整備局コンプライアンス推進計画（案）

5. 委員からの主な意見（要旨）

○コンプライアンス推進計画（案）について

- ・ コンプライアンスの概念が、従前の収賄や談合といったところから広がってきている。コンプライアンス推進計画に公文書管理などを挙げ、取組を広げたのは非常に良いことである。
- ・ 職員のコンプライアンス意識を醸成し、組織風土となるよう継承していくことが、近畿地整のオンリーワンだということを字句をもって示す意味で、上記の内容をコンプライアンス推進計画に明記してもらいたい。

○研修等について

- ・ これまでも取り組まれているが、過去の不祥事事例について、その発生要因を具体的に考えるような観点で研修を実施すれば、より効果的である。
- ・ eラーニングを導入・活用については、忙しい人が受講できないことがないように、自宅でも受講可能となるような検討も必要ではないか。
- ・ 職員を対象としたコンプライアンスに関する確認チェックの結果をコンプライアンス推進計画に反映して改善を図ることは必要であるが、一方で、誤答した職員について個別にフォローすることも必要ではないか。

○内部報告制度について

- ・ 内部報告制度は、コンプライアンスを担保する重要なものである。確認チェックの内部報告制度に関する設問で、若手職員の正答率が低かった結果は、しっかり受け止めなければならない。
- ・ 内部報告制度があること自身が、不祥事にブレーキが掛かることになる。内部通報はいけないことだと思わないことが大事である。

○コンプライアンス意識の醸成について

- ・ 行政パソコンの立ち上げ時に表示されるコンプライアンス遵守メッセージに、組織トップである局長の写真を載せていることは、職員に見られている、見守られているという意識を生み、近畿地整の風通しの良い組織風土を醸成していると考えられる。
- ・ 仕事に対する誇りを持つことは、倫理が守られるために一番大事なことであり、そのような観点からの取組をお願いしたい。
- ・ 民間から見ると公務員の権限は大きく、すり寄りたいたいと思っている人がいることを認識しておいて欲しい。

○不祥事への対応について

- ・ 不祥事が発生したときに、それをごまかすような対応をとると結局は大問題となる。正面から淡々と処理することが必要である。